



# セカンドオピニオン

有限会社ヤマチュウ食品

2024年9月30日

サステナビリティ・リンク・ローン

サステナブルファイナンス本部  
担当アナリスト：左近充 直人

格付投資情報センター(R&I)はヤマチュウ食品のサステナビリティ・リンク・ローン(貸付人:みちのく銀行)が、以下の原則に適合していることを確認した。

サステナビリティ・リンク・ローン原則(2023、LMA 等)

サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(2022、環境省)

## ■KPI

KPI:ヤマチュウ食品のCO2 排出量(Scope1,2)削減率(2023 年度比)

## ■SPTs

SPTs:ヤマチュウ食品のCO2 排出量(Scope1,2)について、2033 年度までに 2023 年度比で 50%削減するという同社が掲げる削減目標達成に向けた削減経路として設定された各年度の削減

年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
SPTs	▲0.7%	▲14.3%	▲19.3%	▲24.1%	▲32.5%	▲36.4%	▲40.3%	▲44.9%	▲46.1%	▲50.0%

※年度:5月1日~4月30日の期間とする

## 1. 資金調達者の概要

- ヤマチュウ食品は北海道函館市に本社を置く、2003年に設立された水産加工会社である。主に地元原料を使用した松前漬や昆布ダシの製造や地元企業者から業務委託を受け製造するOEMにも対応しており、国内外へ高品質な食料品を供給している。
- 顧客のニーズに合わせた製品をつくることで、量産型メーカーとの差別化を図っている。近年では健康志向の高まりから昆布ダシ製品の受注が増える中、この需要に対応するために2024年10月稼働開始で既存工場の隣地に工場を新設しダシ製品専用ラインを設ける予定である。既存工場はダシ製造ラインが移転することから、空きスペースを活用し更なる受注取込に向け活用する事で、中長期的な事業拡大を見込んでいる。
- ヤマチュウ食品は2023年1月、サステナビリティ戦略として「SDGs宣言」を策定した。環境・社会・経済の共生を目指すサステナブルな経営を推進していく方針を掲げ、事業活動を通じて取り組む3つの重要課題「安全で衛生的な労働環境の整備」「3Rの推進とCO2削減」「地域資源の積極的利用」を特定した。技術や製品面での差別化に加え、サステナビリティ推進の観点についても競合他社に先行して取り組むことで差別化を図り、持続可能な社会の実現と自社の成長の両立を目指している。

### ■ヤマチュウ食品のSDGs宣言



当社は、「素材を生かし安全で安心できる食品づくりをし、明るく元気な食品会社にする」ことを体現するため、SDGsの達成に向け、以下の取り組みを実施していくことを宣言します。

2023年1月

テーマ	具体的な取り組み	関連するゴール
安全で衛生的な労働環境の整備	就労環境における安全性を徹底し、工場内の事故・ケガ防止に努めます。フレックス制度を利用した柔軟な勤務形態や定年退職者の雇用継続により、従業員が心身ともに健康で長く働き続けられる環境を提供します。	  
3Rの推進とCO2削減	加工工程で発生する可食副産物を活用して出汁をとるなど、サステナブルな商品の開発に積極的に取り組み、3Rを推進します。オフィスや工場におけるエネルギー省力化に取組み、CO2排出量の削減を実現します。	  
地域資源の積極的利用	全国各地の地域商材を活用したOEMを通して、地域の潜在的な魅力の掘り起こしや高付加価値化に貢献します。商品開発力と技術力を活用して自社製品のラインナップを拡充し、道産品の魅力発信に取組みます。	  

[出所:ヤマチュウ食品]

■ ヤマチュウ食品の製品例(左:真昆布だし、中央:日高根昆布だし、右:数の子松前漬け)



[出所:ヤマチュウ食品]

## 2. KPI の選定

KPIは資金調達者のビジネス全体にとって関連性があり、中核的かつ重要で高い戦略的意義を持つ。KPIの選定は適切である。

### (1) KPI の概要

- ・ KPIはヤマチュウ食品のCO2排出量(Scope1,2)削減率(2023年度比)である。

<定義>

- ・ ヤマチュウ食品を集計対象とし、GHGプロトコルに則った方法で算出したCO2排出量とする。
- ・ KPIは温室効果ガスの標準的な算出手続きに沿って一貫した方法で測定可能な定量指標であり、ベンチマークや参照値との比較が可能である。

### (2) KPI の重要性

- ・ KPIはヤマチュウ食品が重要課題として特定した「3Rの推進とCO2削減」に整合する。ヤマチュウ食品は、近年の地球温暖化による異常気象や海水温上昇により水産物漁獲状況の変動が大きいと実感しており、持続的な企業活動のため、温暖化影響の要因であるCO2削減に取り組むことは喫緊の課題と認識している。競合他社との差別化も念頭に取り組みを加速し、2033年までにCO2排出量(Scope1+2)を、2023年度対比▲50%削減する目標を掲げている。本件KPIはヤマチュウ食品が掲げるCO2排出量削減目標の進捗を測る上で重要な指標である。
- ・ CO2排出削減の推進及び進捗管理は、営業部・製造部・管理部・総務部を含む部署横断的な体制の下で行われる。月次でモニタリング・経営陣への報告を行い、改善施策に関する意思決定を機動的に行うことができる体制となっている。
- ・ 以上より、本件KPIヤマチュウ食品の事業戦略において重要性を有し、その進捗が組織的に管理される適切な指標であると判断した。

### 3. SPTs の設定

SPTs は野心的であり、必要な情報が開示されている。SPTs の設定は適切である。

#### (1) SPTs の概要

- ・ ヤマチュウ食品の CO2 排出量 (Scope1,2) について、2033 年度までに 2023 年度比で 50%削減するという同社が掲げる削減目標達成に向けた削減経路として設定された各年度の削減率である。
- ・ ローン期間にわたり毎年度 SPTs が設定され、達成状況を判定する。

#### ■各年度の SPTs

年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
SPTs	▲0.7%	▲14.3%	▲19.3%	▲24.1%	▲32.5%	▲36.4%	▲40.3%	▲44.9%	▲46.1%	▲50.0%

※年度:5月1日～4月30日の期間とする

[出所:ヤマチュウ食品]

#### (2) SPTs の野心性

##### ① 長期的パフォーマンス

- ・ ヤマチュウ食品の Scope1 は本社工場の空調設備の稼働と車両・フォークリフトの使用、ボイラー燃焼に使用する重油等である。Scope2 は製造設備の稼働に伴う電気使用が多くを占め、Scope1,2 は生産活動と関連がある。2033 年度の目標(2023 年度比▲50%削減)を達成するためには、2024 年度～2033 年度までの 10 年間で年率平均▲5.0%のペースで CO2 排出量を削減する必要がある。直近 3 期(2021 年度:217,193.4kg-CO2、2022 年度:224,925.6kg-CO2、2023 年度:226,679.6kg-CO2)は生産活動および売上高の増加に伴い CO2 排出量も増加傾向にある。この 3 期の推移を BAU と見なせば、SPTs を達成するためには BAU を超える削減軌道を実現する必要がある。ヤマチュウ食品は今後も事業拡大を見込んでおり、2024 年 10 月からは新たに工場を稼働する予定である中、SPTs 達成には、コストをかけて太陽光による自家発電設備の導入や低燃費なボイラーへの入替など、省エネに留まらない大規模な投資を行うことが必要になる。以上を踏まえると、本 SPTs は野心的な水準で設定されていると考えられる。

##### ② 科学的根拠、国・地域・国際目標との対比

- ・ ヤマチュウ食品の SPTs 達成に向けた削減率は年率平均▲5.0%(2030 年度までの 7 年間では年率平均 5.7%)である。日本政府の掲げる中間目標の 2030 年度 46%削減(2013 年度比)や、その達成に向けた総合計画である地球温暖化対策計画(2021 年 10 月 22 日閣議決定)における産業部門の削減目標の 38%削減(2013 年度比)の軌道と比べ、年率換算した削減率は越えている。基準年度や目標年度は異なるものの、大きな削減を目指す目標水準になっており、SPTs は国の目標と照らしても野心的な目標と考えられる。

### (3) SPTs の達成手段

- ・ ヤマチュウ食品のCO2 排出は、本社工場の空調設備の稼働と営業車両・フォークリフトに使用する軽油・ガソリン、昆布ダシ製造のためのボイラー燃焼に使用する重油および製造設備の稼働に伴う電気使用が主な排出源である。
- ・ SPTs 達成に向けて、まずは 2024 年に新設する新工場において高効率なダシ製造機械を導入し、生産量を維持・拡大しつつボイラー使用時間を短縮し、重油の使用量を削減する計画である。加えて、運用ルールの見直しの他、ガソリン車の EV への切り替え、事務所・工場内の照明の LED 化、既存工場・新工場屋根への太陽光パネルの設置などにも取り組んでいく。上記取り組みを実施した上で、補完的に CO2 フリー電力を購入することも検討している。
- ・ ヤマチュウ食品が行う排出削減に向けた取り組みは、SPTs 達成に向け妥当であると判断した。

#### <SDGs への貢献>

- ・ SPTs 達成に向けた取り組みは、以下の SDGs 目標に貢献すると考えられる。

SDGs 目標	ターゲット
	7.2 2030年までに、エネルギーをつくる方法のうち、再生可能エネルギーを使う方法の割合を大きく増やす。 7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。

## 4. ローンの特徴

調達条件は SPTs の達成状況と連動し、目標達成に向けたインセンティブとして機能する。ローンの特性は適切である。

- ・ ヤマチュウ食品は貸付人との間で協議のうえ貸出条件を決定した。2024 年度以降、毎年度、SPTs の達成状況を確認し、達成状況に応じて利率が変動する。SPTs を達成した場合は利率を引き下げ、未達成の場合は基準金利に戻り、SPTs 達成状況を公表および貸付人に報告しなかった場合は引き上げるよう設計されている。
- ・ 各年度決算期の末日から 5 か月以内に、SPTs の実績を第三者検証資料とともに貸付人に書面にて提出する。貸付人が目標状況を確認した日以降最初に到来する約定利息支払日の翌日を利率変更日とする予定。
- ・ 貸出条件とヤマチュウ食品の SPTs の達成状況が連動しており、SPTs 達成に向けたインセンティブとして機能する。

## 5. レポーティング

SPTs の達成状況に関する最新情報を開示(報告)する。レポーティングは適切である。

- ・ ヤマチュウ食品はサステナビリティ・リンク・ローンが返済されるまでの期間、判定日までの間に少なくとも年 1 回、SPTs の達成状況(CO2 排出削減率の実績値)を貸付人に報告するとともに、ウェブサイトを開示する。

## 6. 検証

KPI の SPTs に対するパフォーマンスレベルについて独立した外部機関による検証を受ける。検証は適切である。

- ・ ヤマチュウ食品は、毎年 8 月末までに前年度の SPTs の実績について、独立した外部機関の検証を受ける。検証結果は、レポーティング同様、ウェブサイトを開示する予定。

以 上

#### 【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

#### 【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。